

議案第 58 号

美しいまちづくり条例の一部を改正する条例

令和 8 年 9 月 2 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法が令和5年に改正され、管理不全空き家等に対する指導・勧告等の法的な枠組が新設されたことから空家等の適正な管理に関する条例を改正するに併せ、空家対策窓口の一元化を図る等所要の改正を行うため、この条例案を提出するものです。

美しいまちづくり条例の一部を改正する条例

美しいまちづくり条例（平成9年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）から（7）まで （略） （8） 空き地 空き地_____又は休耕地をいう。 <u>（飼い犬のふん尿の処理）</u> 第11条 何人も、飼い犬を散歩させたときに排出された<u>ふん尿</u>は、適切な処理をしなければならない。 <u>（空き地の管理）</u> 第17条 _____空き地_____の所有者等は、その<u>空き地</u>に繁茂した樹木、雑草、枯草又は投棄されたごみ等により、美観が損なわれ、又は近隣住民の生活環境が阻害されているときは、これを除去するとともに、不法投棄の誘発、犯罪、災害、病虫害の発生、交通上の支障を未然に防止する措置を講じる等	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）から（7）まで （略） （8） 空き地 空き地<u>若しくは空き家の敷地</u>又は休耕地をいう。 <u>（飼い犬のふんの処理）</u> 第11条 何人も、飼い犬を散歩させたときに排出された<u>ふん</u>は、適切な処理をしなければならない。 <u>（空き家及び空き地の管理）</u> 第17条 <u>空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）</u>の所有者等は、その<u>空き家等</u>に繁茂した樹木、雑草、枯草又は投棄されたごみ等により、美観が損なわれ、又は近隣住民の生活環境が阻害されているときは、これを除去するとともに、不法投棄の誘発、犯罪、災害、病虫害の発生、交通上の支障を未然に防止する措置を講じる等

常に適正に管理しなければならない。

(立入調査等)

第20条 町長は、第17条に規定する管理の状況を調査するため必要があると認めるときは、町長の指定する職員を当該_____土地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2・3 (略)

(勧告及び命令)

第21条 (略)

2 町長は、第9条第1項の規定に基づく重点地域において第10条、第11条、第12条又は第14条の規定に違反したと認められる者に対し、ごみ等又はふん尿、落書きを適切に処理するよう、直ちに命ずることができる。

3 (略)

(公表)

第22条 町長は、空き地の管理について、前条第1項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) (略)

(2) 命令の対象である空き地の所在地

(3)・(4) (略)

2 (略)

常に適正に管理しなければならない。

(立入調査等)

第20条 町長は、第17条に規定する管理の状況を調査するため必要があると認めるときは、町長の指定する職員を当該敷地又は土地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2・3 (略)

(勧告及び命令)

第21条 (略)

2 町長は、第9条第1項の規定に基づく重点地域において第10条、第11条、第12条又は第14条の規定に違反したと認められる者に対し、ごみ等又はふん、落書きを適切に処理するよう、直ちに命ずることができる。

3 (略)

(公表)

第22条 町長は、空き家等の管理について、前条第1項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) (略)

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3)・(4) (略)

2 (略)

(代執行) 第23条 町長は、<u>空き地</u>の管理について、第21条第1項の規定による命令を受けた所有者等が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめることができる。 2 (略)	(代執行) 第23条 町長は、<u>空き家等</u>の管理について、第21条第1項の規定による命令を受けた所有者等が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめることができる。 2 (略)
---	--

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。